

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（655））
2. 日時：平成30年2月7日 10時30分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階企画課横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

三浦火災対策室長、宮本管理官補佐、土野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他4名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「第41条 火災による損傷の防止」について、提出資料に基づき、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 常設代替高圧電源装置置場の軽油貯蔵タンクから燃料移送ポンプを介して、常設代替高圧電源装置に至る軽油配管について、火災発生時に通行に支障がないよう階段室と配管室を別の区画に分けることは理解したが、軽油貯蔵タンクから燃料移送ポンプを介して非常用ディーゼル発電機等に至る軽油配管の一部が通路の上部に設置されているため、このルートが事故対応等に必要ルートか否かを確認すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表【対象項目：第41条】
- ・ 添付資料8 常設代替高圧電源装置置場の火災感知設備及び消火設備について
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止
- ・ 火災区域の配置を明示した図面